

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会（第35回）

議事録

日 時 令和6年9月18日（水）14:00～

場 所 西之丸会議室

出席者 構成員

小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	座長
溝口 正人	名古屋市立大学大学院教授	副座長
小松 義典	名古屋工業大学大学院准教授	
野々垣 篤	愛知工業大学准教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	

オブザーバー

井川 博文	文化庁文化資源活用課文化財調査官（リモート）
森山 修治	日本大学非常勤講師・元日本大学教授
川野 真央	愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室主事

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所
教育委員会生涯学習部文化財保護課

- 議 事**
- (1) 重要文化財建造物等保存活用計画について
(計画の概要・保存管理計画)
 - (2) 重要文化財建造物等保存活用計画について
(西北隅櫓におけるボーリング調査)

配布資料 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会（第35回）資料

事務局	1 開会 2 あいさつ 本日は、ご多用の中、第 35 回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議建造物部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。今回取り上げますのは、重要文化財建造物等保存活用計画に関する 2 題です。議事 (1) では計画の概要・保存管理計画について、議事 (2) では西北隅櫓におけるボーリング調査についての 2 題となっています。先生方のご意見をお伺いしたいと考えています。限られた時間ではありますが、皆様から貴重なご意見をいただきながら進めていきたいと考えています。何とぞよろしくお願いします。 3 構成員、事務局、オブザーバーの紹介 4 今回の議事内容 資料の確認をします。会議次第、裏面に出席者名簿となっています。座席表が 1 枚あります。資料 1 として、A4 で重要文化財建造物等保存活用計画についてが 1 部です。資料 2 として、A3 の 4 枚綴りが配布されていると思います。 それでは、議事に移りたいと思いますので、ここからの進行は座長に一任します。小濱座長、よろしくお願いします。
	5 議事 (1) 重要文化財建造物等保存活用計画について (計画の概要・保存管理計画)
小濱座長	それでは資料について事務局から説明をいただいた後、構成員の皆さんからご意見を伺いたいと思います。 まず議題 (1) 重要文化財建造物等保存活用計画 (計画の概要・保存管理計画) について事務局からご説明をお願いします。
事務局	本年度から作成を進めていきたいと考えている重要文化財建造物等保存活用計画について、まずは計画内から計画の概要と保存管理計画を取り上げて説明します。資料のほうは 100 ページ以上ありますので、長い説明になってしまうかと思いますが、予めご了承くださいねと思います。よろしくお願いします。 まず、本編に入る前に、1 ページ目で整理している基本的な部分から説明します。 名古屋城重要文化財建造物等保存活用計画の趣旨としては、名古屋城の重要文化財である隅櫓 3 棟と門 3 棟、そして国の登録文化財となっている乃木倉庫を対象として、将来にわたって適切に保存活用していくた

	めの計画となります。今年度から作成を進めて、令和7年度末、来年度末の策定に向けてこれから建造物部会の中で検討を進めていきたいと考えています。 続いて、計画の構成としては、平成11年に文化庁で策定指針が出されており、計画の中でどのような内容を取り扱うかという標準構成が示されています。基本的にはこれを踏襲しながら作成を進めていきたいとします。具体的な構成としては、2ページ目に整理してあり、大きく6つの章に分かれています。これらを部分的に分けていき、建造物部会に順次お諮りして、今回ご指摘いただいたところを修正して、次回お出ししてという繰り返して来年度末に向けて内容を詰めていけたらと考えています。 1ページ目をご覧ください。計画の目的については、現存する重要文化財の建造物が、今も往時の姿を伝えている一方で、特別史跡のほうで名古屋城跡保存活用計画によって史跡全体で新たな整備事業が多く進められています。そうした取り組みの中で建造物が置き去りにならないように、近世城郭としての文化財的な価値を損なうことなく、確実な保存活用を行って後世に継承していく必要があると考えています。こうしたことから、文化財建造物の価値を新たに整理するとともに、計画の重点として、保存の観点では防災対策、活用の観点では多様な来場者への対応というものに重きを置いて、それぞれの現状と課題を把握したうえで、保存・活用の今後の方針を示したいと考えています。 続いて、計画の基本方針として、3つの視点から提示しています。保存管理では、日常的な点検のワークフローを作成し、今後定期的に必要となってくる保存修理のサイクルが適切な時期・内容で実施できるように計画すること。新たなデジタル技術等を保存管理の中で積極的に取り入れつつ、学術的な調査研究を継続して行って、文化財としての価値や本質的価値の向上を図ることを考えています。防災対策では、重要文化財建造物で想定される災害の対策として、名古屋城全域で一体的な防災の設備・管理方法・管理体制を構築します。また、公開活用の面では、多様な来場者全員が重要文化財建造物の価値を最大限に享受できるように、社会包摂的な公開活用方法を計画すること。これらを基本方針として、計画の内容を検討していきたいと考えています。 それでは、3ページ以降の本編の説明をしていきます。今回、部会のほうにお出ししている内容としては、第1章の計画の概要と、第2章の保存管理計画の前半部分の現状と保護の方針です。基本的には現状の整理と課題設定、事実確認が主な内容となっています。前のページから順に、1節ごとに見ていきますが、ページ数が多いので要点を絞りながら説明させていただければと思います。 まず、8ページのほうから第1章が始まり、第1節の計画の作成ということで、計画作成が令和8年3月31日、計画期間を10年間としています。ここから、今回お出ししている内容は、基本的には令和8年度末時点の記載としており、それを見越して現状を整理していますが、これから来年度末までに状況が変化していくものがあれば、随時修正していきながらということで考えています。計画期間に関しては、この計画の中で、基本的なマスタープランと10年間のアクションプランを定めることとして、10年後に再度見直しを図るということを意図しています。 続いて第2節の文化財（建造物）の名称等では、対象建造物の指定状況を整理しています。改めて計画の対象となるのは、重要文化財に指定
--	---

	されている隅櫓3棟と門3棟。これに加えて表二の門の両脇にある土塀2棟が、重文には指定されていないのですが、基本的には門と一体として考えるべきものと想定しています。また、国の登録有形文化財になっている乃木倉庫。これら隅櫓3棟、門3棟、土塀2棟、乃木倉庫1棟の計9棟を対象としています。また、今回重文以外に3棟を取り扱おうとしますが、これらについては今後重要文化財になり得る建造物として指定を目指すということから、今回重文と同等に扱うこととしています。 続いての10ページから12ページに関しては、現状の所有状況、管理状況等を整理しています。 13ページからは第3節文化財（建造物）の概要として各建造物の特徴、14ページからは創立沿革を記載しています。こちらについては特別史跡の保存活用計画で一度作成はしていますが、今回新たに令和8年度に計画策定するという事で、すべての記載を見直して、最新の研究成果を反映したものとしています。それが18ページまで続いています。 19ページからは指定の経緯と指定説明、21ページには指定告示の原本の写しを記載しています。今回の対象となる重文ですけれども、指定の経緯としては昭和5年に城内建造物24棟が旧国宝に指定されています。そのうち戦火を免れた4棟が昭和25年の文化財法施行によって、重要文化財となっています。このため19ページの旧国宝の指定説明を見ていただいても、各建造物の価値付けが基本的になされていないまま現状に至っています。こうした背景から今回の計画策定に伴って新たに価値付けを行う必要があると考えて、22ページからその文化財建造物の価値を整理しています。こちらの文化財建造物の価値については、隅櫓は一式で、また門は3門を一式、加えて乃木倉庫という形でまとめて、比較しながら検討しています。こちらについては少し詳しくご説明したいと思います。 まず、隅櫓3棟に関しては、すべて現存する建造物ということで、西南隅櫓と東南隅櫓は慶長17年に建てられたということ。西北隅櫓に関しては解体修理の際に元和5年を示すような墨書を確認しており、すべて建築時期が概ね特定できる隅櫓として評価できていると考えています。 次の(2)の架構形式の発展過程については、こちらの文章とともに投影資料でご説明します。投影資料で隅櫓3棟の図面を示しています。こちらは比較すると、西南隅櫓と東南隅櫓に関しては基本的にほぼ同じぐらいのサイズ、西北隅櫓だけが一段大きな規模となっています。これらの細かい仕様と構造を比較すると、西南隅櫓と東南隅櫓に関しては1階、2階が通柱になっており、1階と2階が同じぐらいの規模です。基本的な構造に関しては西南隅櫓と東南隅櫓は同じような形になっていますが、一方で西北隅櫓を比較すると各階で柱が立っているような状況です。また入側柱と側柱の間に投掛梁を掛けて、その上に上階の柱を立てるような構造になっています。こうしたことから、これと建築時期を比較すると、慶長17年から元和5年にかけての構造的な発展過程、西北隅櫓が層塔型の天守と類似するような構造を持っているということをつまえて、この発展過程を一つのお城の中で見る事ができる貴重な事例であると考えています。 西北隅櫓のそれ自身の構造としても、各階の軒先が概ね一直線に配列するような形になっています。こういったところも西南隅櫓、東南隅櫓とは違う形になっています。また、特徴としては、3階の身舎の柱間だけが違う大きさになっていて、こうした西北隅櫓特有の仕様も今回
--	--

	の調査で新たに確認しています。これらのほかにも、資料の表 5、表 6 で基本的な仕様の違いを整理しています。基本的なスタイルや、見かけ上のところは似通っているのですが、細かい点を見るといろんなバリエーションがあるというのを新たに確認しています。 柱の仕上げに関しても隅櫓ごとで違う状況となっています。西南隅櫓と東南隅櫓に関しては細刃の台鉋を中心に仕上げをしている一方で、西北隅櫓は平刃のチョウナ、また蛤刃のチョウナを使用しているようになっています。それが (3) です。(4) に関しては、西北隅櫓自体が江戸時代の当初の頃から、一番古く確認したのが元禄の頃に、清須の小天守の様子として、清須櫓の転用というものを記した文献を確認しています。現状では清須城の遺構が確認できていないのですが、西北隅櫓に関してはその可能性を有しているものとして評価できると考えています。これと関連して仕上げ工具の違いも見えてきました。西南隅櫓、東南隅櫓に比べて西北隅櫓は建築時期が新しいはずですが、仕上げ自体は古い時期の仕上げで行っています。こうしたねじれや、部材が間違いなく転用材を使用しているということからも、清須城の可能性を見ることができると考えています。西北隅櫓の位置付けに関しては、これまでに説明した通りです。設えに関しても表 5、表 6 で整理しています。 (7) に関しては、26 ページの表 7 で現在重要文化財指定を受けている隅櫓を一覧にしています。このうち 3 階櫓に絞っていくと、全国で 12 棟しか存在しないうちの 3 棟が名古屋城に現存しているというところで、価値付けができることを記載しています。 続いて、門のほうに移りまして、27 ページから門の記載をしています。こちらでも基本的に名古屋城築城の際に創建されたものです。二之丸大手二之門と旧二之丸東二之門に関しては一度解体された経緯もありますが、すべて現存するものとして価値付けできると考えています。現存する高麗門についても、こちらでも投影資料のほうで重文の高麗門の一覧を出しています。現状で 31 事例、高麗門の現存を確認しています。これらの建築時期を見ましても、名古屋城以前で見られるのは姫路城のものと膳所城の移築のものです。あとは神社のものが慶長年間で考えられている。そういったものの事例しかなくて、最古期の現存する高麗門として位置付けられるのではないかと考えています。(3) の高麗門の構造については、投影資料で示しています。こちらは 3 門比べると、ほぼほぼ同じ規模となっています。大きな違いとしては、表二の門が黒鉄門、総鉄板張の門扉になっているのに対して、二之丸のほうの 2 門に関しては筋鉄門、筋鉄が入っている門と違いはあるのですが、規模としては同じぐらいの規模となっています。その構造を見ると、どれも鏡柱の上に棟木が通っている構造となっています。これらを全国の現存する高麗門と比較した際に、建築時期を背景に入れますと、後の時代になってくると鏡柱が上まで伸びて、その間に棟木が入る構造に移り変わっていくのを見ることができるので、そういったところの古い高麗門の構造を持つ 3 門として評価できると考えています。 28 ページの乃木倉庫に移ります。乃木倉庫に関しては、これまでほとんど詳細が分かっていたのですが、昨年度から調査を進め、建てられた時期が新たにわかりました。これは陸軍の資料などに明記されており、明治 13 年の 10 月に名古屋鎮台の予備弾薬庫として建てられたということが新たにわかりました。こうした建築時期がわかったことから、他の事例等も比較して、表 8 で現存している旧陸軍の関連施設を一
--	---

	覧にしています。この中を見ましても、かなり初期段階に位置しているもので、煉瓦造としては現状で最も古い事例であることは確認されました。旧陸軍の施設としては、時代が後になってくるにつれて、陸軍のほうで細かい仕様の標準が定まっていくのですが、そういったところと比較しても、基準ができる前の建物であって、後にできる基準に一致しないような状況もあるということから、陸軍のほうで火薬庫がこれ以降盛んに造られていく中の過渡期にあるものということがわかってきました。(3) については、明治以降になると煉瓦造の倉庫が建設されていくのですが、そういった中での位置付けとしても、表9を見ていただくと、煉瓦造の倉庫建築としては富岡製糸場に次ぐ古さで現存している建物でして、かなり早い時期に造られた煉瓦造の倉庫建築として位置付けられると考えています。 以上の通り、今回新たに計画の中で価値付けというのが一つできたと考えて整理した次第です。 32 ページ以降からはまた、事実整理のほうに戻ります。5 の文化財(建築物)と一体となって価値を形成する物件として、図9のほうにも地図で示しています。特別史跡・名勝内には多くの施設が建っており、それぞれ所有区分、管理区分が分かれている現状があります。 35 ページからは、建築物の一方で、非現存建築物として過去に存在して焼失してしまった建築物や、明治の際に名古屋城から移築した可能性のある、移築伝承がある建物などを整理しています。これとともに、36 ページに関しては、現在隅櫓にも掲げられている旧江戸城の銅鯨です。これが隅櫓の上にもあり、名古屋城のほうでも多く所蔵しています。実際にもう江戸城の、皇居のほうではほぼ現存していないものが、名古屋城では多く所蔵しているというところで、今後、建築物と一体として価値付けをしていきたいと考えています。 37 ページからは立地環境を整理しています。立地環境としては38 ページの箇所、名古屋市のほうで名古屋市歴史的風致維持向上計画というものを策定しており、その重点区域の中心に名古屋城が位置付けられていまして、またその周辺には数多くの文化財があって、それと一体として今後、公開活用、保存活用を考えていく必要があると認識しています。 39 ページでは施設の性格・公開状況として、現状の公開状況を記載しています。現状としては、西南隅櫓と乃木倉庫のみを期間限定で公開している状況で、東南隅櫓と西北隅櫓は耐震診断が済んでいないということで非公開となっています。こうした非公開となっている建築物をどのように活用していくかというのも、今回保存活用計画を通して、今後検討していきたいと考えています。 これらの重文以外のその他の施設に関しても40 ページのほうで、表17で整理しています。土地の利用状況に関しては、名古屋城が都市公園に位置しているということで、多くの施設が名古屋城内にはありますが、名古屋城振興協会のほうに設置許可を出して管理運営をしているということになっています。 42 ページの第4節 文化財(建築物)保護の経緯からは、各建築物の修理履歴、保存修理、耐震診断、防災設備の導入状況を整理しています。こちらは表に整理している通りです。 45 ページでは保護の現状と課題として、第1章のここまでで現状把握したものをふまえて課題を記載しています。最初に説明した計画の方針
--	--

	というのが、こちらの現状と課題を基に考案をしており、内容がほとんど重なっているため説明は省略させていただきますが、保存の課題としては保存管理、環境保全、防災対策の3つ。活用の課題としては他の事業との協働、バリアフリー・ユニバーサル対応、インバウンド対策に重点を置く必要があると考えています。 続いて、47 ページの計画の概要を以降でまとめています。図 13 で計画区域図としているのが、今回の計画で影響する範囲として考えを示しています。計画区域に関しては、名古屋城の有料区域として名古屋市が管理しているエリアと、少し離れて A05 二之丸大手二之門、愛知県体育館の西側に位置している、こちらの周辺エリアも計画区域として考えています。これらについては、土地や建物の所有者が2者以上にわたっていることで、基本的には名古屋市が管理団体として責任を持っていて、かつ建造物の保存と公開活用が一体として検討されるべき範囲という考え方の下で設定しているものになります。 次に、48 ページに関しては、最初に説明した目的と基本方針でして、49 ページで計画の概要を記載しています。今回、保存活用計画の基本的な大きな考え方を整理したのが図 14 です。計画の中で5つの各種計画を作っていくことになるのですが、ベースとなるのが保護にかかる諸手続ということで、各種法令などを遵守したうえでの保存活用計画があると考えています。そのうえで、保存と活用という両極のものがバランスよく推進していく必要があると考えています。それぞれの要素が具体的なアクションプランを基に、実際に繰り返されてサイクルしていくことで、長期的に文化財建造物の価値が維持され、社会への貢献につながっていくという考え方の下で基本方針を考えています。 次の 50 ページに関しては、活用の基本方針につながっていくものになります。名古屋城は多くの重要文化財と施設があります。これらが各エリアごとに性格が異なっていることから、それぞれでゾーンを分け、その性格に合った形で活用を考えていきたいと考えています。51 ページでは、検討体制と構成を示しています。最初に説明した通り、基本的には建造物部会を通して内容の検討を進めていく予定です。また、建造物部会では構成員の先生方に加えて、文化庁の調査官、建築防災のご専門で文化財防災の造詣が詳しい森山先生に加わっていただきながら、愛知県の文化財室の方にも参加していただき、ご意見をいただきながら検討を進めていきたいと考えています。 以上が第1章です。引き続き第2章をご説明します。 53 ページから始まる保存管理計画に関しては、建造物の今後の保存管理方針を定める部分となります。今回はその前半部の保存管理の現状と、保護の方針を取り扱います。 54 ページ、55 ページでは、現況の破損状況の調査によって確認した建造物の保存状況を一覧で整理しています。ご覧の通り、各建造物で様々な破損を確認しています。55 ページでは破損状況の中で頻度の多かったき損を抽出しています。基本的には壁の漆喰や、瓦の欠損が多く見られるような現況となっています。 続いて 58 ページで、管理状況と保存管理上の問題点を提示しています。現在の管理状況としては、課題として挙げられるのが、清掃が現状では年に1回程度行っていますが、屋根には落ち葉の堆積が見られ、状況に応じた清掃があると考えています。また(3)で記載していますが、非公開としている隅櫓に関しては、調査などを除くと防災設備の点検な
--	---

	どで年数回立ち入る以外は基本的に締め切っており、換気が不十分であることが課題として考えています。4 の保存管理上の問題点としては、現況の調査によって、経年劣化で傾斜・不陸が生じている箇所を確認しています。先ほども示した通り、漆喰や瓦の欠損が見られ、植物による影響や、一部虫害による影響も確認しています。こうした現在の破損状況から、今後修理保全していく際の保護の方針というのを 60 ページ以降で整理しています。 考え方としては 60 ページ目の表 3 で、部分と部位の区分について記載しています。こちらについては文化庁の作成要領をベースに整理しています。建物自体を保存部分、保全部分、その他部分の 3 つに分け、それぞれの部位で 4 つの基準に分け、今後修理または取り替える際にどういった保護の方針をもって行うかという考え方を提示するものです。基本的には、現存する重要文化財ですので、基準 1、2 が多くなります。一部で基準 3、4 が出てくる状況となっています。具体的な基準分けに関しては 61 ページの表 4 で整理しています。表 4 の具体的な部位のほうを見ていただいたほうが理解しやすいかと思いますが、基準 1 が最もランクが高いもので、主要構造に係る部材や当初部材とするもの、また過去の大規模修理工事などで復元的に整備したものがこれに当たります。基準 1 に関しては、材料そのものを保存していく方針です。基準 2 に関しては、基準 1 には該当しない、定期的に補修や更新が必要になってくる部位、漆喰や障子などの部位や、耐震補強の中でも耐震設計に関わる主要な構造材となっている部位を基準 2 としています。定期的に修理しながらも、基本的には仕様を維持していく方針とするものです。基準 3 に関しては、公開部分、お客様が見える部分で耐震防災活用のために設置している設備となり、意匠上の配慮を行いながら、比較的短いスパンで更新していくものです。一番ランクの低い基準 4 に関しては、非公開部分、お客様が見えない部分での様々な設備とし、所有者の自由裁量に委ねることを方針としています。今回 62 ページ以降にずっと各建造物の保護の方針を示していますが、今後の修理や調査で新たに認識が変わりましたら、その際は建造物部会で協議をさせていただいて、基準の設定、保護の方針を見直すことと考えています。 62 ページ以降が各建造物になっていまして、図面で色分けしているのと、表で整理しているもの、写真中に図示しているものといった形で、各建造物になっています。基本的には基準 1、2 となっていますので、それ以外の後補材を中心に簡単に説明させていただければと思います。 最初に西南隅櫓に関しては、大正 12 年の際にまず当初材を用いて再建されています。その後平成 27 年に半解体修理工事を行っています。その際の補強材、具体的には 70 ページの写真などで、基準 2 としているボルトであったり、71 ページで舟肘木であったり、方杖であったりということで見られますが、こちらに関しては後補材で、補強材となっているのですが、今回の計画をふまえて積極的に撤去する必要はないと考えていまして、次回の大規模修理の際に最適な補強方針を検討するのがいいと判断して基準 2 としているものです。 次は 73 ページから東南隅櫓です。東南隅櫓は昭和 28 年に半解体修理工事を行っています。補強工事に関しては今後検討していくこととなりますが、後世の補修としては 76 ページの箇所で、外壁が基準 3 となっているものがあります。こちらは、昭和 63 年にモルタルで補修をしていまして、次回修理する際には当初の仕様に戻したほうがいいと考えて
--	---

	基準3としています。 83 ページからが西北隅櫓です。西北隅櫓は昭和 39 年に全解体修理工事を行っており、こちらも耐震補強は今後検討していきます。後世の主な変更としては、90 ページ、91 ページの床に敷かれているリノリウムのシートやベニヤ板による養生が公開用として設置しているもので、これらが基準3としています。 93 ページ以降が門でして、最初に表二の門です。表二の門に関しては、記録上は解体修理が行われていなくて、多くが基準 1、2 となっています。こちらは修理のスパンを考えて、更新スパンの早いものを基準 2 としていて、あとは 95 ページに示している門扉の養生柵のところが基準 4 としています。 101 ページ以降が二之丸大手二之門と旧二之丸東二之門に続きますが、こちらは基本的に基準 1、2 となっています。先ほどお話しした通り、修理のスパンによって基準 1 に分けているものです。 最後に 109 ページ、乃木倉庫です。明治 10 年に建てられ、それ以降解体修理工事を行っていません。後世の補修としては、110 ページのところで外壁を基準3していますが、セメント系の吹付で補修されていまして、これと堅樋が塩ビに補修されていますので、これらを基準3として、あとは基準1、2としています。 急ぎ足になってしまいましたが、保護の方針の説明は以上で、これで資料1の説明を終わります。ご意見をよろしくお願いします。
小濱座長	それではご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。
麓構成員	たくさんあるので、最初から順番に言っていきます。 まず8 ページ。表1で、指定年月日を昭和25年にしていますけど、これは重要文化財、文化財保護法の指定であって、国宝保存法の指定ではないですね。一般的には最初に指定された時点を書くので、国宝保存法の時代に指定された、その指定年月日を書いたほうがいいと思いますけど。
事務局	文化庁の作成要領で、ちょっと曖昧なんですけれども、最新の告示状況を記載することと書いてあったような気がするんですが、一回確認します。
麓構成員	ほかの保存活用計画にも関わっているんですけども、ほかではだいたい最初に指定された時点のものを書いているのでね。
事務局	失礼しました。修正します。
麓構成員	次に、14 ページの下から5行目です。天守は慶長15年に造営が始められ、と書いてありますが、これは何か、これを裏付ける資料があるのですか。
事務局	ちょっと今、パツとはお答えできないのですが。
麓構成員	中井大和守が天守の、特に大天守の建設に関わっていますよね。中井

	家文書に、なかなか天守の建設にかからないので、奉行のほうから早く天守の造営に着手するようという催促があつて、それで京都から 500 人ほどの中井大和の配下の大工棟梁が来るのが、慶長 17 年のはずです。そういう記録が中井家文書にあるので、もしそうではない、慶長 15 年に造営が始まったということを裏付ける根拠があれば、これでいいんですけど、無ければ、その中井家文書をちゃんと読まれたほうがいいと思います。私もいくつかのものは中井家文書を基に書いています。 その次、15 ページ、上から 9 行目。寛永 11 年の将軍家光の上洛に際して、その前年から御成書院、湯殿書院が増築され、と書いてあります。増築だけではなくて、奥向きの部分を撤去したうえで御成書院を建てていますよね。上洛に合わせてね。そういう表現に変えたほうがいいと思うんですけど。
事務局	承知しました。
麓構成員	次が 17 ページ。(4) の近代で、2 行目から、国宝保存法で指定されたのは、旧はいらないと思います。国宝保存法で国宝に指定されたので、旧はいらないと思います。あと、7、8 行下のほうに昭和の実測調査で、図面を作成したと書いてあるんですけど、図面すべてが完成した時期は、もう焼失した後に図面が完成していますよね。その後もずっと実測野帳を基に図面を書き続けていった。それがあるので、今、御殿や天守の正確な復元ができるということですから。それまでずっと、昭和 7 年からの 5 か年計画で完成したのではなくて、ずっと図面を作成して完成したのがいつというのを書いたほうがいいかなと思いました。 それと次、さらにそこから 5 行目ぐらいのところに、カヤの木が天然記念物に指定された、とあります。これは昭和 7 年の段階だと記念物の記は糸偏の紀のはずなんですけど。
事務局	はい、修正します。
麓構成員	そして、次。官報告示が掲載されたのはいいと思いますが、重要度からいうと、官報告示があつて指定説明だと思います。21 ページの官報告示そのままを掲載しようとする、なかなかレイアウトが難しいと思うんですけど。これでも間違いではないので、いいんですけど。わかりやすいのでいえば、横書きにしても官報告示を先に (4) として書いて、(5) で指定説明をしたほうがいいかなと思いました。これは誤りではないです。 今度は 22 ページです。これも細かい話ですけど、西南隅櫓、東南隅櫓は天守と同じ慶長 17 年頃、というのはいいいんですか。これはよくわからないと思います。天守が完成するまで、ずっと隅櫓も一緒に工事をしていたかどうか。さっきいったように、天守は私の記憶では、中井家文書に慶長 17 年から中井配下の大工棟梁が来て本格的に造営しているんですけど、その前にむしろ隅櫓はある程度進んでいたのかなという気がして。よくわかりませんがね。これが 17 年頃に完成したとっていいかどうかですね。 その次はもうちょっと下のほうで、22 ページの (3) の上の 2 行目。これは西北隅櫓の柱間のことで、身舎の柱間と書いてあります。この身舎の柱間というのが、ちょっと気になります。身舎・庇という概念が当

	然あって、その身舎の感じで書いていますけど。近世の隅櫓の構造を考えたときに、身舎とっていいかどうか。私は、身舎は使わないほうがよいように思います。 それと次は 23 ページ。上から 4 行目。西南隅櫓、東南隅櫓に比べて西北隅櫓が新しい。それはいいと思います。架構形式が新しい。これもいいと思います。加工に用いられた大工道具が古式であるというのが、古式であるといえるかどうか。初期台鉋とチョウナは両方、犬山城でも併用されているんですけども。もちろん台鉋が新しく、発生時期からいうと、チョウナや檜鉋よりも台鉋のほうが後なんですけれども、でもチョウナは蛤刃にしても平刃にしてもその後まだしばらく、蛤刃でもまだ寛永ぐらいまで平気で使われています。大工道具が古式であるというねじれが生じている、とまではいいえないような気がします。 それと、次は 27 ページの高麗門の説明の中で、先ほど説明のときには図を用いて説明していただいたので、この文章だけではなくて、やっぱり図があったほうがよいように思いました。 30 ページです。国内に現存する明治前半期に建設された主な倉庫建築、というので、私がたまたま知っているこの時期に相当するもので、函館に煉瓦書庫という、あれは市指定か、県指定かで、重要文化財の旧函館区公会堂があって、その下に渡島支庁舎というのがあって、その敷地に煉瓦書庫というのがあります。これが明治ひと桁だったと記憶しています。初期の煉瓦建築は、水野信太郎さんがまとめた本の中に出てきそうな気がします。学位論文かもしれません。 次は 32 ページ。表 10 の一番下の市指定有形文化財の名称で、余芳亭となっていますが、これは指定名称が、余芳亭ですか。
事務局	はい、そうです。
麓構成員	だから、それはいいんです。今は余芳と呼んでいるけど、あくまでも指定名称を書いたということですね。
事務局	はい、そうです。
麓構成員	これは確認です。 あとは、先ほどと同じことなんですけど、42 ページ、43 ページの改造・修理履歴で、隅櫓とか高麗門を慶長 17 年に完成と書いていいかどうかということは疑問です。 あとは、これはちょっとしたことですけど。ちょっとしたことだけど重要なことなので。49 ページの図がありますよね。これは模式化したもので、何となくわかるんですけど、活用の上に協働とありますよね。これはどういう団体との協働を意識されているのか。具体的には、ここには文章が無いのでわからなかったんです。何となくはわかるんですけど。でも実際に最終的にはどういう団体なりと協働していくということを、言わなくてはいけないと思いますので。
事務局	基本的には、名古屋城内で行われている他の事業と一緒に動きながら活用していくという。

麓構成員	他の事業と。
事務局	はい。
麓構成員	よくあるのは、他の事業だけではなくて、市民を巻き込んだいろんな団体と協働で名古屋城の活用に励んでいる、というような計画を立てるものですから。そのへんがもう少し具体的になるといいなと思いました。
事務局	はい。
麓構成員	次は 61 ページです。基準 4 ですけれどね。所有者等の自由裁量に委ねられる部位で、これが具体的な部位として、文章だけ見ると、見え隠れの構造補強材とか防災設備とか電気照明設備とか、ずらずらと並んでいるんですけど、これを見たときにはちょっと驚いたんですよ。こういうものを所有者の自由裁量に委ねられるのかなと思ったんです。ただし、後の写真で、それぞれの部位ごとの 1 から 3 までを見ると、養生柵だけは基準 4 になっていますけど、他には基準 4 というのが無かったものですから、ちょっと安心はしたんですけど。基準 4 とここで書いたものが実際無いんだったら省略してもいいと思うし、あって、こういうものが基準 4 で自由裁量に委ねられるものだ、というのがもうちょっと明確にできるんだったら、それを示したうえで、基準 4 でいいかどうかということを検討したいと思うんです。 たくさん指摘させていただきましたが、以上です。
井川オブザーバー	発言をしてもよろしいでしょうか。音声が入切れがちで聞きづらいところがあったら申し訳ありません。 今、先生からご指摘があった点は、国宝に関する考え方とか、重文の指定時のタイミングなど、すべて先生のご指摘通りです。そのところを修正していただきたいということと、官報告示についても先生のご指摘通り、横方向でお書きいただければありがたいかなというのを併せてお伝えするとともに、一点お願いとして、こちらは重要文化財としての保存活用計画になりますので、1 章の中に一緒に登録とかそれ以外のものも入ってきてしまっているの、このあたりは今後の章立てを調整して、この計画の中で取り扱いの対象とするものを明確にしていきたいなと思います。印象としては、名古屋城自体は史跡とか登録とか、それ以外のもので構成されていることは理解しているところではあるのですが、これから認定計画を取る内容はあくまでも重要文化財のものに對してのことですので、このあたりは誤解が生じないように章を変えろとかですね、そういうかたちで、登録とか史跡とかと違いとか、扱いを、ここでは扱わないということをしかり区分していただけないかと思います。 それからもう 1 点、これはちょっと先生に私からお伝えする形になって恐縮なんです。基準 4 の件なんです、これを見て驚かれたというのはひょっとすると古建築に関していうとなかなか理解しがたいようなお話と感ぜられたのかもしれないんですが、私どもの保存活用計画では、いわゆる照明であるとか管理に関するものについては基準 4 ないしは 5 で扱うということを認めています。ただし、これが基準 1 とか 2 で

	取り合う場合には、扱いには特に注意することというのを付記しています。名古屋城の場合もおそらく基準4に該当するもの、写真の中には無かったというご指摘だったんですが、多少はあるのではないかと私は思っています。そういったものが出てきたときには、通例の保存活用計画に倣って、電気とか照明設備とかに関しては管理上のものであれば基準4ということで、運用の方法についてはある程度ご理解いただけないかなと思っています。このあたりの基準の定め方は保存活用計画の策定要領というところでまとめています。以上となります。
麓構成員	今の井川調査官の話で、基準4に照明器具等が該当するのがいけないという意味ではなくて、写真に添えて基準1から4まで示している中で、基準4というのが無かったのも、基準4があるのであればちゃんとそれを明示したうえで、その4を個別に検討していきたいというふうにお話したんですけどね。
井川オブザーバー	失礼しました。先生のご指摘のことを理解しました。それであれば問題ありません。
麓構成員	はい。
小湊座長	麓先生からたくさんの指摘があつて、それは今後検討してください。他にありますか、ご意見は。
溝口副座長	今、井川調査官がいわれた通り、重文の建造物の保存活用計画だと思っていますので。いちいち現状変更をかけるのではなくて、全体の計画の下に今後どういう修理を行っていくかということのためのものです。それと公開することとどう関係していくのかという。文化財の本質的価値がちゃんと維持されていますよ、というその下に公開だったり、今後の修理を進めていきますよということを示すもの、という理解なわけですから、そのことについて書くということだと思ふんですよね。それで、冒頭の図3、7ページですね、一番頭に名古屋城と書いてあります。これは何の図ですかね。
事務局	これは計画区域を示したものだだったんですけども、そこらへんがはっきり付記していなかったのが伝わらなかったのかと。
溝口副座長	この範囲でということですね。だから二之丸のほうが飛び地になっていて、ということですね。
事務局	はい。
溝口副座長	その範囲であつて。それで文化財の価値付けを新たに発見していかなくはない、というのではないと思います。既に価値は定められていて、指定されているはずのものです。それは明文化されていないという、ご指摘だったんだろうと思うけれども。そこでやらなくてはいいのは、重要文化財の指定基準にありますけれども、5つの基準がありますよね。意匠的に優秀とか、技術的に優秀とか、5つをご存じだと思

	いますけど。それにどういうふうに対応しているのかということが、説明されていけばいいんだと思うんですよ。それ以外のことを、今回新たに名古屋城については、踏み込んで説明を新しく、こんなに古いとかいうことは言う必要性はあまり感じないんですけど、ちょっとそこは踏み込みすぎじゃないかという気がします。門なんかも、高麗門だとけっこう移築されたりしているので、私の知っている範囲でもけっこう古いと言われている門とかがあるんですよ。そうすると、あまりそこで古い、古い、と言わなくても。特に計画範囲との関係をどういうふうに設定したかというのがありますけれど、特別史跡と名勝との関係で、そのへんの本質的価値とどう関わってくるのかというところが大事な話だし。建造物としての価値はあまり新しく、櫓も構造的にどうのこうのというのが本当に突っ込んで言わなくてはいけないのかどうなのかという。そうすると、他に挙げられた事例との比較をしないかなくてはいけなくて。そこまでをやる必要性はあまり感じないです。そういうことだと思うんですよ。そのへんは特に文化庁からの指導があつて、とかという話でもないですよ。
事務局	そうですね。
溝口構成員	研究として興味があるからやっていただくのは結構なんですが、一係員の見解を指定理由の見解にまでもっていくのは、やはり我々研究者の立場からいくと、それはなかなか無い話です。それはあまり保存活用計画の中では重要ではないことなので。きちっとした近世城郭のある種一番ピークの時期に造られた、お城の典型的な門であり、櫓であるということがきちんと、5つの基準のどれに当てはまるのというところで記述されていけばそれでいいという話になってきます。個別のいろいろ疑問符が付くのはここではもうちょっと言いませんけれど。そこはいろいろ、学生の論文じゃないので、そこまではあまり書きすぎなくてもいいんじゃないかという気はしています。高麗門についてもいろいろご意見はあるだろうし、いろいろあるなと個人的にも思っています、あまり踏み込まなくてもいいだろう。5つのきちっとした基準のどの部分に該当するかという意識で書かれれば、それで十分なのかなという気はしました。それが前半のところですよ。 それから乃木倉庫なんかも、麓先生も言われたけど、煉瓦造で古いのっていったらどうなのかとか、倉庫で並べるとどうなのか、もうそれって、私が秋田で調査した倉庫もいくつか挙げていただいたので、それはそれでけっこうですが、挙げだすときりが無い。陸軍の弾薬庫として造られたものであるということが、近代の城郭が陸軍関係の施設になっていくことが多いなかで、名古屋城の歴史をきちっと表しているものですよということが重要で。それは二之丸のところも発掘して、旧陸軍時代の遺構も撤去せずに遺していますよね。あれと同じです。名古屋城全体として近代をどういう価値付けを行っていくのかということに、非常に建造物として重要だというふうに説明すれば済むのに。だから、陸軍の軍関係だったらまだいいんだろうけど、それを倉庫で並べだすと、それはあれもある、これもある、いやここのほうが古い、という話になってしまうし、木造も一緒にしちゃうとこれはまた本当に収拾がつかなくなる。そのへんももうちょっとスタンダードな、史跡であり名勝も含み、かつそこに遺っている建造物の登録文化財、重要文化財としての価値という

	ところで書いていただければ十分じゃないかと。あまりそこに新しい視点を持ち込む必要はないような気がします。そこはそこで、保存活用計画を立てるのとは違う議論がそこで生じてしまう。保存管理する側の計画の目的とはちょっと違う気がします。そのへんを全体的に見直していただきたいということです。 それから、修理の履歴が入っていますよね、いろいろ。そのへんでやってきた修理についてのおさらいは一度しておいていただいたほうがいいと思います。具体的には、西南隅櫓であれば大正の補強材かな、なんか、あれは前の修理の時は何ででしたっけ。何で残したんですっけ。残しているんですけど、基準2だったか3だったか忘れちゃったけど。あの時点ではそういうふうに基準を決めてというふうには修理をやっていないと思います。ただ、今後はやっていくうえで、この時点でこういうふうに、修理したこういうものについては、こういう評価をします、とかいうことを記述していただいて、今までの修理のおさらいをしていただく。その上で、外壁でモルタル塗りとかになっていたところは、それは明らかに改悪なので、元に戻すということですね。そのへんの、言わずもがなといえば、言わずもがななんですけど、例えば大正の補強材はどうするのかとか、筋交が新しく入っていたらそれをどうするのかとか。それはそれで近代の耐震補強の考え方を表す一つのものなんですけど、本質的価値から外れるので外しますよとなるのか、どう評価するのか。そこのところはちょっと、おさらいをしてちゃんと書いておいたほうがいいかなという感じはしました。 細かいところは挙げると、私はいっぱいあるんですけど、それはそれとして。ちょっと記述の仕方が、保存活用計画は先ほど井川さんからも指摘がありましたけど、重要文化財をいちいち現状変更をかけるんじゃなくて、基本的に現状維持の部分と変更をかけなくてはいけない部分とを整理したうえで、それに則ってやるから逐一毎回現状変更をかけなくていいですよ、ということのための計画だと私は認識しています。そういう前提で、何を維持して、何を今後変更していきます、ということ把握できていることが大事なので。そういう視点で整理していただく必要があるかなと思います。
小濱座長	溝口先生が言われるのは、価値付けがすでにあるものを、わざわざ価値をどこにあるか記述する必要はないということですか。
溝口副座長	新しいものだとして新しい価値を探して、それこそ松江城の天守じゃないですけど、例えば新しく重文とかを国宝にしようと思うと、新たな事実の発見があるから価値付けが変わるとかいう、新規の必要があるんですけど。こんなに古いんだ、こんなに珍しいんだ、ということ、名古屋城の場合はそこまでいう必要があるのかどうなのか。誰が見ても重要文化財としての価値を有しているものなんだけれども、それは指定基準の5つの項目でいえばここに該当するような特徴がありますよね、ということ、淡々と述べていただくことが大事であって。乃木倉庫のところでも、あるいは高麗門でも、最古級だ、と言ってしまった瞬間に、本当に何が最古級なのか、という議論が始まってしまいますけれど。名古屋城の場合、うちのほうが古いんだとか、あまりそういうことを声高にいわなくても、もっと横綱相撲を取っていただければいいんじゃないかなと思います。そのへんの記述が若干踏み込みすぎているというか、そこま

	で書かなくても。書いてあったらそこでそれだけ議論を呼ぶわけですから、その必要はちょっとないような気がするんですけども。すでに指定されているもので、その価値を変更するものではないわけですから。そういう意識で書いていただいたほうがいいと思いました。やっぱり書かれたもので、これはその後残る価値付けになってくるときに、そこで踏み込みすぎないというのはとても。そこは本質的な部分じゃないですから、保存活用計画の。
小湊座長	というご意見ですね。
麓構成員	私はちょっと違う意見を持っているんですけど。要するに、最古だとかどうかとか、そういうことは別に言わなくていいと思うんですけどね。今回ここに書いてある評価というのは、国宝保存法のときに指定された指定説明が漠然としすぎていて、それぞれの重要文化財のどこに価値があるのかというのが、よくわからないと。いつ建てられたかというのはある程度文書等を調べていけば、建てられたとか修理の履歴なんていうのは、ある程度明らかになっているんでしょうけど、ここにさっき書いてあったような通柱の位置であるとか、加工痕であるとか、あるいは高麗門の鏡柱と冠木の関係であるとか、そういう技術的なことを今まで誰も指摘していなかったわけですよ。そういうことを今回の保存活用計画と併せて明らかにして書くということを、今までにわかっているというか、価値があるから旧国宝になったし、文化財になっているんですけど。でも、その価値が本当にどこにあるの、と言われた時に、なかなか言えないと。ただ古く、国宝保存法で、城郭建築としては国宝第1号ですよ、ということぐらいで、どこにその国宝第1号としての価値があるのか。天守と御殿があるから第1号なのか。それぞれの櫓についても、ちゃんと価値が認められているのか。というようなことを具体的に今まではっきり書かれていなかったことを書こうとしているので、それは余計なこととは思わないですけどね。
溝口副座長	余計なことだと言っているわけじゃなくて、指定の基準があるので、それを常に意識して、今の重要文化財や国宝の指定理由をもとに整理する。
麓構成員	指定の基準というか、旧国宝保存法の時代に指定されたものであって、その当時の指定の基準は、今の重要文化財の指定の基準の5項目じゃなくて、そういうことは一切書かれていないので。
溝口副座長	だから再定義した上で、これを意識して再整理する必要がある。
麓構成員	そういう意味からすると、ここで書いてあることは、様式的、技術的なことを、今まで指摘していなかったことを指摘しようとしているので、それはいいと思うですよ。
溝口副座長	それを否定しているのではなくて、そのときに突っ込みすぎる必要はないんじゃないかといっているわけですよ。それはそれで議論があって。ただ、価値付けはどうしてもある重みをもって今後残っていったら

	まう。この部分だけ抜き書きして、今後他の事例でも保存活用計画で書かれたことが、そのままコピーして抜けていくわけですから。そのことを考えて慎重であってほしい。5つの基準を意識しながら、どの部分に価値があるんだということを、整理した記述をしてほしいということをいっています。それが乃木倉庫なんかに顕著に出ているのではないかと。類例があって、こんなに古いとか。古い話じゃなくても別にいいわけですね、乃木倉庫は。そこの整理をしてくださいと言っているんです。
事務局	麓先生、溝口先生からのご意見を尤もだなと思って聞いていまして、価値付けといいますか、各建物の様式であるとか技術であるとか、そのあたりはきちんとやっぱり根拠をもって整理すべきなのかなと、お伺いしていました。それを価値というのか、そのあたりのちゃんと整理とするということと、一番古いといってしまうと、いやいや、こんな古いものもあるだろう、と言われると一気に崩れてしまうというのは、溝口先生の言われる通りで、そこにちょっと言いすぎている部分があるというのは、ご指摘の通りであると思います。そのあたり本当に技術的な部分、様式的な部分というのをきちんとこの部分では押さえて、それが重文の指定のものになるというような記述を心がけるようにしていきます。
溝口副座長	麓先生とあまりいっていることに、差を感じないんですけどね。
事務局	そうですか。やはり古いとか、特に煉瓦のところが一番引っかかりましたかと思いますが、煉瓦造は他にもいろいろあるだろうということかと思えます。
溝口副座長	倉庫で比較するのが、ちょっとどうかと思います。
事務局	煉瓦造としてどういう様式であった、どういう形式であったというのは倉庫としても整理する必要があるかと思えます。そのあたりの記述の仕方はきちんとしたいと思えます。事実整理という部分でもう少し文章を書いても、価値付けのところはぎゅっとおそらくまとめることになるかと。
溝口副座長	それと、もう1ついわせていただくと、先ほど井川調査官もいわれたけれど、何の保存活用計画かというところが、根本的なところに何かずれがあるような気がしたんですけどね。乃木倉庫を入れるのかとかですね。重要文化財については現状変更を、保存活用計画をきちっと定めて、それが認定されて、それを基に進めていくうえでの、逐次の現状変更は必要ないというための計画のときに、それと登録有形文化財というのは許可を得るところの軽重がありますから。それを一体とするのかしないのか。一体とした計画になっているけれども、そもそもそれはどうなの、という指摘があった。私が普段やっていることからいくと、その通りだなと思っています。そのへんを一度、きちんと整理をしていただいて、何の保存活用計画なのかということで、そのための計画区域が定まって、環境保全をどうするのか、それから個々の建物をどうするのか、と

	いう計画というふうに落とし込まれていくものが、保存活用計画だと思っています。そのへんをちょっと整理をしておいていただかないと。てっきり一括でやる、こんなに一括でやるんだと思って、事前に拝読させていただいたので。どうもそこでボタンが掛け違っていると、そもそもどうなっているのかなという感じがしてしまいますけどね。
小濱座長	溝口先生の言われるのは、価値の表現というか、内容、説明がちょっと書き過ぎているという。もう重要文化財に指定されているなら、それに基づく価値があるんだと。
溝口副座長	いいえ、だから別に、新たに今の、現在の重要文化財の価値付け、5つの評価に照らし合わせてみると、それぞれが、この部分に価値があります、この部分に価値があります、という記述になっていけばいいだけなんです。それこそ麓先生が言われた通りで、かつてにそんな細かい基準に基づく指定理由書なんて作られてないと思います。それはつい最近まで市町村県指定の文化財でいえば、指定理由書が無くても指定されている場合だってありますから。そうではなくて、きちんと現代の基準に合わせると、こういう価値があります、5つの部分のこの部分に価値があります、ということを整理していただく必要はあるわけです。そういうことは書いてないですからね。むやみにすべてを受け入れて、何でも宝物ですから文句は無しです、ということを行っているわけではないです。示された基準で見直してみれば、きちんとこの部分に価値がある、という記述になっていないと。現在の制度上の中にはまってこない。そうじゃないと。その上でこの部分は外します、この部分は基準2です、基準3です、というところにつながっていくわけですから。そういう記述での意味での評価であり、価値付けだということなんです。新たに重要文化財にするわけではないので。そこが基本的には後半の基準の部位、部分をどう扱っていきますか、というところにリンクしてくるわけですから。そういう記述のされ方ではないですか、ということを行っているだけです。別に間違っているという話ではない。保存活用計画そのもののあり方はなしです。
小濱座長	櫓などの特色がいろいろ書かれていますが、特色は価値ではないというわけですか。特色と価値とは、私はよくわからないのですけれども。櫓としての特色がある。それをいろいろ書かれていますよね。通柱とか。そこまでは書きすぎだということですか。
溝口副座長	いいえ、単純に言えば、高麗門の最古と、最古級とかいう点、乃木倉庫の全然違う事例を並べて、比較して古い、新しい、という点がしっくりこなくて。それは学術的価値なのか、技術的なのか、意匠的なのか、そういう5つの基準で整理されているところにはめていけばいい。当然、排除されるようなものも同じテーブルに乗せて比較すること自体が、何を基準に比較しているんですか、評価しているんですかという点で曖昧になるということです。それは乃木倉庫でもそうですし、高麗門もそうです。
小濱座長	評価が曖昧になる。基準が曖昧になる。では、そこらへんは検討して、直すなりして。

事務局	はい、再検討します。
小湊座長	他にご意見はありますか。
野々垣構成員	32 ページから始まっている文化財（建造物）と一体となって価値を形成する物件という項目ですけど、(1) の現存建造物等と (2) が非現存建造物等というタイトルがすごく違和感があります。要するに、それと一体となって価値をもつ物件が1 タイトルになっているのが、何かおかしいなど。表現だけの問題なのでしょうけれども、現存建造物等が対象になって書かれているかと思うと、全然違うものが出てくるという。ちょっと表現を工夫していただくといいかなと思います。
溝口副座長	ちなみに 35 ページの事例を挙げた理由というのは何か、こういうものは挙げるものなんですか。移築伝承の。
事務局	一応、現存しているもの以外にも多くの建造物があつて、そういったものも背景にふまえて、建造物の活用を考えていく必要があるというような意図で取り上げています。
溝口副座長	門なんかは類例として、参照されるべきものということなんですか。
事務局	移築伝承ですか。
溝口副座長	いや、資料としてまとめていただけたというなら、それはそれでいいんですけど。表二の門の価値付けに直接関係するものではない。価値付けで比較検討すべき事例は他に言いたい事例もあるけれど。
小湊座長	いいですか。
溝口副座長	はい。
小湊座長	私から1つ、細かいことですがけれども、61 ページに基準4 というのがあつて、構造補強材が基準4 になっていて、基準1 というのはここに当初部材と書いてある。それで、表二の門の筋交は濃尾地震後に入れられたということで、この図では基準2 になっているけれども、これは基準4 になるんじゃないですか。
事務局	そこらへんをどう考えるかが、たぶん先生方でも分かれるところかなと思うのですが。濃尾地震後に入れられた耐震補強というのが、もうすでに歴史的背景として捉えることもできるのではないかとこのところで、基準2 にしています。今後、大規模修理の際などに、もう一度検討し直す必要があるかもしれないですけど。
麓構成員	4 はあくまでも所有者の自由裁量ですから、取りたいと思ったら、いつでも勝手に取れますよ、という、そういうものですね。それを例えば、仮に取るにしても、撤去する前に、事前に文化庁に届出をする必

	要があるものと、届出は無くても事後報告でもいいものとの差ということで、それで高麗門の控柱との間にある筋交は自由裁量にはならないものという意味合いだと思うんですね。
小濱座長	ならないから基準2になる。
麓構成員	それをもうちょっと慎重に考えましょうということで、基準2にする。基準2は一切撤去できないという話ではない。それを撤去するかどうかは、修理工事のときに耐震性能がちゃんと担保できるかどうかとか、撤去する代わりにどんな補強になるかとか、そういうのを考慮したうえで撤去する。それはちゃんと文化庁のほうの修理指導を受けてやると思うんですけどね。そういう意味合いで、2で残しておいているんだろうなと思っていますけど。
小濱座長	今の件で、2年前に表二の門で耐震診断をやってもらって、筋交がなくても持ちこたえられるという結論が出ていたと思います。そのときに、筋交を撤去したらどうだ、という話が出ていたのですけど。そういうことであれば撤去可能ということですね。
麓構成員	撤去は可能です。でも自由裁量ではない。
小松構成員	1ついいですか。今の61ページの基準3、4のところで、ちょっと理解できないところがあるんですけど。これは保護するために定めた基準であって、展示活用するときの基準ではないのですよね。
事務局	そうです。
小松構成員	ですよね。照明設備というところに、特に私は専門なので引っかかったんですけど、展示するときの照明とかというのは、特に考慮しないでいい対象と捉えているのでしょうか。
事務局	現状で今設置しているのが、可搬型の行燈で、隅櫓の写真にあるような。
小松構成員	撤去できれば、何を置いてもいいという位置付けかどうかが気になるところです。結構、適当に照明器具が配置されていますよね。何の意図がある照明方法なのか、あるいは光環境の創出なのかというところが、我々、環境なんていうことを考えるときに一番大切にしているところなんですけど。例えば82ページです。櫓の中に行燈っぽい照明をポンポンと置いてあって、それについては何のコメントも付いてないんですけど。結構これは見る人にとっては印象を決める最たるものだと思うんですけど。もう少しだけ、ちゃんと建物が本来の見え方をするような照明っていうのを、考えてもいいのかなと思ったんですけど。それと61ページの基準というところと照らし合わせると、きっと保全とかというところに影響なければ何をしてもいいよ、というような捉え方をされているのかなと思うんですけど。それは展示活用というところとは、かなりかけ離れた位置付けに照明が置かれているように思いました。何か照

	明を設置するときの、指針みたいなものは無いのですか。
事務局	現状では無くてですね、ただ今後、管理計画の中で隅櫓をどのように、公開するルート、そういったところをこれから具体的に検討していくことになるので、その中で照明に関するご意見もいただけたらなと考えています。
小松構成員	今指摘したのは電灯照明のほうなんですけど、開口部をどういうふうに設定するのか、雨戸を開けるのか閉めるのかというあたりが、見る人の印象にとってはものすごく影響すると思うんですけど。ラフに扱われているものが多いようにも思います。どういう状態のものを今見せているのかというところは、割としっかりと押さえたほうがいいと思うんですよね。あまりそういう話題が出てこないですが。
事務局	今回はあくまで、部材自体をどういうふうに保護していくかということに焦点があたっていますので。
小松構成員	ただ1ページ目に公開活用って書いてあるから、意見を言ってもいいのかなと思っていったんですけど。
事務局	第2章の第3節、管理計画が第2章の後半部分で、そういった活用の管理の計画が入ってきて。実際には第5章の活用計画で動線とか、そこらへんの話が出てきます。
小松構成員	あと、45ページの課題ですか。バリアフリーとか取り上げていますけど、対象が明確ではないです。今読む限り、歩けない人対応をすればいいよというふうにも見えるんですけど。今のユニバーサルデザインって、そのレベルで議論はされていないと思います。視覚とか聴覚とか、いろんなものが大多数とはずれている人たちでも、バリアを感じないところを目指しているような気がするんですけど。そうすると、もうちょっとだけ、どういう人たちに対して、どういうものを提供するのをバリアフリー、あるいはユニバーサルデザインというのかというのは、インバウンド対策というところも併せてだと思うんですけど、共通の言語を持っていないということですよね、これは。そういう人たちに対してどういうバリアフリーを提供するのか、ユニバーサルデザインを提供するのか、というところでまとめられると、展示活用というところで照明も含めてどんなふうにかこの史跡を見せたいのかが、明確になってくるのではないのかと思いました。何か今までの議論と大分ずれているような気はするんですけど、活用にとっては大切なかなと思います。
小濱座長	「活用」は第3回目の検討議題で十分ご検討されると思いますから。
井川オブザーバー	今の先生のご指摘は非常に有用なご指摘です。照明に限らず公開活用というものを、おそらく5章でこれから策定していくと思われます。今の付いている照明がどういう位置付けになるのかというのはよりご議論いただければ、結果としては非常にありがたいのではないかと思います。

	私からのお願いというか、指摘になるんですけども、今回の保存活用計画の中で、登録文化財と一緒に基準立てに入っているんですが、これから認定計画として取るのは重要文化財なので、この基準立てに関しては外していただけないでしょうか。 それがまず1点と、あと先ほど他の先生からもご指摘があったんですが、32ページの文化財建造物と一体となって価値を形成する物件についてなんですが、こちらについてはまず1章ではなく、3章に環境保全計画というのがありますので、そちらに移動していただきたい。重要文化財ではないものですので。併せて、35ページの非現存建造物等というのは、なかなかちょっと建造物の中で存在しないものをこうやって書くという考え方があまりなくて、これは史跡の考え方に近いのかなと若干感じたところはあるんですが。これについては、この計画書の中で議論していくというよりは、参考資料といったかたちで扱ったほうがよいのかなと思います。どうしても認定計画というかたちを取るとなると、重要文化財としての管理・活用がどうなっているのかと、そこに焦点を絞って審議会のほうでも諮ることになりますので、登録文化財を外していただくのと、あと現在存在しない建物について扱いを考えることはちょっと避けていただくとありがたいなと思います。
小濱座長	はい、ありがとうございました。
溝口副座長	今のご指摘があった点ですけど。例えば、先ほどから問題のあった60ページ、61ページの保護の方針ってありますよね。部位と部分について。これも登録有形と指定文化財とは同じではなくて、登録有形だともう少し、3つ、3つ。部位の基準は1、2、3で、部分は3つに分けて、3×3で整理する場合もあるし。そこからもうちょっと噛み合わないところがあるんですから、それを一緒にしてやるとすると、逆にいうと登録有形文化財の一般的な諸事業での保存活用計画よりハードルがかなり厳密なものとなっている。厳密が悪いというわけではないですが、その組み合わせもすでに悪いことで、そもそもが計画の持つ意味も違うので。別途重文に関連して立てていただくのはけっこうだし、付編として後ろに付くのは結構だけれども、この60ページ、61ページからそもそも登録有形は違う基準になる可能性があることですから、そのへんも含めてちょっと。何のための計画かと先ほどからずっといっていますけれど。
小濱座長	元々入れすぎていたんだね。だから先ほど井川さんも言われたように、重要文化財にある程度限定してもらわないといけないという。
溝口構成員	60ページと61ページは、ちょっと今、麓先生とも話したんですけども、部位の内容の文言が違うのは、何か意図的に書いているという理解でいいでしょうか。
事務局	表3と表4でということですか。
溝口構成員	はい。

事務局	より表４のほうで具体的なことをということで。
麓構成員	いや、そういう意味じゃなくてね。基準１と基準２は同じなんだけど、基準３と基準４は、表３と表４で別な内容が書いてあるので、これでいいのかなという話です。
事務局	そういうことですね。
溝口副座長	先ほど麓先生の言われた通り、60 ページの左側の基準４で、配慮は必要。裁量だから、俺はピンクがいいからって、ピンクにしたい人はピンクにしてい話ではなくて、配慮しなければいけないわけだから。だから、60 ページの基準の仕方だと我々はとてもすんなりいくんですけど、61 ページのところは３と４は違う記述になっていて、これはある種意図をもって書き換えられたのだろうから、その真意やいかんということをお聞きしたいということです。
事務局	60 ページのほうで部分と部位の対応をされていて、それをふまえてということで書いていたんですけども、表３の記載に合わせても特に支障はないかなと思います。そのように修正します。
小濱座長	その他ご意見はありますか。ちょっと時間がかかっていますので、ご意見無ければ。よろしいですか。では、この件については、引き続き部会で議論を進めてもらうことになりますので、今のご意見を参考にご検討いただいて、進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。 それではその次、議事（２）の重要文化財建造物等保存活用計画について（西北隅櫓におけるボーリング調査について）、事務局のほうから説明をお願いします。
	（２）重要文化財建造物等保存活用計画について （西北隅櫓におけるボーリング調査）
事務局	ボーリング調査については、先ほどの重要文化財建造物等保存活用計画の一環として実施したいと思っています。具体的には第４章の防災計画の中で耐震対策というのを取り扱いまして、そこでそれを検討するための調査として、来年度に東南隅櫓と西北隅櫓の耐震診断を実施することを計画しています。それに際して、工学的解析に用いる地盤データを取得するため、今年度、西北隅櫓にてボーリング調査を実施したいと考えています。 実施箇所については、図１に赤丸でお示ししている箇所です。建物と石垣に影響しないように、それぞれから 10m ほど離れた箇所としており、過去のボーリング調査の実施位置を図２に示していますが、西北隅櫓周辺ですと平成７年に１か所、図１の緑色で示している箇所で掘っているんですが、こういった情報しかないということで、今回新たにボーリング調査を実施したいと考えています。同じく耐震診断を実施する東南隅櫓に関しては、本丸地区のほうでは過去にボーリング調査を行っているので、そういった調査データを使用することを考えています。 西北隅櫓で調査するボーリングとしては、70m のボーリング長で想定

	し、孔径としては 66 から 86mm としています。ただ全体整備検討会議で、70m で十分に調査ができるのかというご指摘がありましたので、調査状況によって最大 80m まで掘削することを考えています。 主な調査内容としては、PS 検層と標準貫入試験と土質試料採取としています。PS 検層については、図 2 で赤字で示している大天守の R3No. 1 と本丸御殿で H18No. 3、この 2 か所で過去に実施しています。そういった調査成果を基に、今回実施したいと考えています。 スケジュールに関しては、昨日、石垣・埋蔵文化財部会のほうでも議題として挙げ、今日の建造物部会のご意見をいただき、現状変更申請を行いたいと考えています。今年度については、耐震診断ではボーリング調査と図面作成を予定していて、来年度に工学的解析を行い、その結果を基に令和 8 年度以降で耐震補強の検討をしていきたいと考えています。また、来年度の工学的解析の結果が出ましたら、保存活用計画のほうにも反映させていきたいと思います。 2 ページ目、には今回の調査で使用する機械と図面を載せています。70m で深いボーリングとなるのですが、基本的には一般的なボーリングで使用する機械と同様のものを使用する予定です。 3 ページ目で、参考としてボーリング調査の実効性について、全体整備検討会議でご指摘いただいたので、新たに検討を加えています。その指摘内容としては、西北隅櫓が熱田台地の北西の隅に位置しているということから、元々の地盤が低地側にあって、それを築城の際に盛土して造ったものではないかということと、熱田台地の西側の縁が地震の活動によって形成された地盤環境の可能性のあることから、城内の他の事例を参考にして 70m 掘ったとしても十分な成果が得られないのではないかとご指摘を受けました。 今回 70m の設定をした根拠としては、4 ページ目の図 6 で整理しています。こちらが本丸のエリアで、深くまで掘削した際の状況と、各地での横断面図で想定しています。過去の調査で PS 検層を実施して、こちらで柱状図と、あと右側に地盤の強度を合わせる位置のグラフを使用しています。ちょっと投影資料のほうで補足しますと、PS 検層の結果を、柱状図の左のほうに VS 値を、投影資料のほうで載せています。上から順に VS 値を記載していて、過去の PS 検層では 2 つの礫質土で 400mm/秒以上の数値を確認しています。それが Dm-g1 という層で、本丸御殿のほうでも 480mm/秒で、天守のほうでも 430 から 460 と、こちらも耐震設計の基準となる工学的基盤面に相当する値が出ているのですが、より深くでも同じように 400mm/秒が出ているので、安全側を取って、これより下を工学的基盤としています。今回の西北隅櫓も同じく、こちらの礫質土層まで掘削することを考えていまして、70m 掘った際にこちらの右側のところで、だいたい 10m 弱ほど被るようなかたちで設定しています。この過去のボーリング調査の成果をふまえて、70m を掘ることで、こちらの礫質土層が確認できるのではないかと想定から、70m にしているという次第です。 一方でご指摘としては、3 ページ目の図 4 で示したように、西北隅櫓が熱田台地の西北端に位置しているということで、その地盤状況を改めて検討していただきたいというご指摘でした。まず (1) のところで、これまでに指摘されている形成要因を整理しています。1997 年の新修名古屋市史では熱田台地の西縁部は海食崖としている一方で、実際にこちらが地震活動によるものだご指摘しているものも杉戸信彦先生などが
--	---

	過去に論文で出されています。これを受けて名古屋市のほうでも平成 29 年に調査報告を行っていて、名古屋市内で実施されている 3 万本のボーリングデータからその断層付近の 300 本のデータを抽出して、実際にこちらの堀川周辺の断層が、だいたい傾斜していることを確認し、1000m あたり 5m 以上の傾斜があるということで、明瞭な断層による切断は認められないものの、断層の動きによる撓曲である可能性が高いとしています。撓曲に関しては、図 5 の右側で示している通り、一般的なずれとは違って、緩やかに傾斜を及ぼすものとなっています。市の見解としても、熱田台地西縁部がたわみによって形成された可能性が十分考えられるとなっています。ただ一方で、1000m あたり 5m 以上の傾斜であった場合、本丸、天守閣と西北隅櫓がだいたい 150m ほどの距離となっています。単純に考えると、1000m あたり 5m だと 0.75m ほどの高低差となって、実際に城内のものと比較しても大きな影響はないと考えています。 (2) では、城内で実際に実施したボーリング調査を基に西北隅櫓の想定地盤を検討しています。4 ページ目の図 7 のところに土質柱状図を載せていますが、これが熱田台地西縁部、城内の西側で掘っているものです。具体的な位置としては 1 ページ目の図 2 のところでオレンジ色で示していますが、特に参考になると考えているのが西北隅櫓の東側で掘っている H7No. 1 で、こちらの調査時では盛土が地表から 3.6m の厚さであって、これが築城時の盛土であるというような調査結果を得ています。この他に西側のものを見ても、5m だとか 8m という情報を確認していますので、西北隅櫓の地盤というのが台地から 10m 下がった純粋な低地にあるとは考えにくく、このことから城内の過去の調査と比較して、同様に調査して問題ないと考えています。
小湊座長	今の議事について、他にご意見はありますか。無いようですので、私から少しお聞きしたいのですが。これは全体整備検討会議でご意見が出たので、かなり詳しく説明していただいたと思います。要は、ボーリングで調べるというのは、地盤をモデル化して、地盤振動の現象を明確に解析するために必要ということで、こういうボーリング調査をされているのですが、その材料は地耐力度とせん断波速度という、いわゆる土質の強度と剛性を調べようというのがこういったボーリング調査の目的です。地耐力度に関するのは、この図にあるように N 値という数値で評価されるのですが、剛性のほうが PS 検層で調べられるせん断波速度、Vs 値と言っているのですが、それが剛性に関係する項です。それが振動解析する際にもモデル化に必要なものですね。ですから、図 6 のところに先ほど Vs 値を入れていただいたので、非常によくわかりやすくなっていますので、ぜひ全体整備検討会に出すデータも同じように Vs 値を入れて、議論していただきたい。 それからもう 1 つ、何か図 7 のほうで盛土層があるという。一番左が NO. 1 のところ、これは西北隅櫓のところで行われたものですね。それから真ん中のは、これは西之丸のところの件ですか。
事務局	はい。西の丸城宝館のところのものです。
小湊座長	それから、右側は何ですか。

事務局	右側は総合事務所、今いる付近で1か所掘っています。
小濱座長	これ、盛土層の厚さが8mと書いてあるけど、こういう盛土層の厚さは何をもって判断しているんですか。
事務局	それはボーリング調査の報告書の中で、この8m分が築城期の盛土ではないかという報告がされています。
小濱座長	そういう報告がされている。通常は何かこの真ん中の図のように、土の中にいろんな混ぜ物が、腐食土があるとか何とか、そう書いてあるとそこは盛土層だろうと評価されるんですけど。この一番右側のほうは何にも書いてないんで、ただシルト混じりの砂とか砂と書いてあるだけで、混入物が無いので、どうして盛土層と判断したか、私はよく分からなかったんですが。そのボーリング調査の結果でそういうふうに判断したということですね。
事務局	そうだったと思います。
小濱座長	今回この西北隅櫓は前行われた一番左側の、平成7年に行われたNo. 1のものは15m以下ですので、これをもっと深く70mぐらいまでやろうということですね。そういうことで、先ほど言われた推定断層Aとあって、それで撓曲と言うんですか、傾斜が出ていると言うんですが、その効果が今回ボーリングをやって実際に出るかどうかは。先ほど0.75mぐらいの差があると言われたけど、この図6でそんな差は確認できるかどうかはちょっとよくわかりませんが、ボーリングしてみないとわからないですから、それは結果が出るかもしれませんけど。そこらはよく分からないですね。
事務局	そうですね。本当にやってみないと、というところは結論が変わらないので、最大80mというところで、改めて検討し直しました。
小濱座長	では、そういうことで。 他にご意見はありますか。
溝口副座長	教えてほしいのですが、平成7年の西北隅櫓のボーリングは、ここのポイントだと盛土層が3.6mということですか。
事務局	はい、そうです。
溝口副座長	ということは、石垣の高さがどれぐらいあるのかわからないけれど。
事務局	石垣がだいたい10m弱あります。
溝口副座長	もともと3.6mしか盛土層は確認されていないということですね。
事務局	そうですね、はい。

小濱座長	それと、図6の右側のところがありますね。西北隅櫓のあたりの。その上の色が変わったところ、これが3.6mあるということでしょう。これが盛土層だということです。こげ茶色の部分。
溝口副座長	これは先生、もっとじゃないですか。8mぐらい。
小濱座長	これ8mぐらいある？ あ、本当だ。これが5mだから。合わないですね。
溝口副座長	合わないから聞いたんですけれど。
小濱座長	図7は標高揃えと書いてあって標高で揃えてあって。図6とちょっと整合しないですね。
事務局	図6と図7は対応していないですね。
小濱座長	対応していない。
事務局	はい。すみません、説明不足で。図6が本丸の天守と天守周辺のエリアを抽出した横断図となっていて。図7のほうではそれ以外の範囲です。ここらへんのつながりがどうなっているかというのはわからない。
小濱座長	これが今の西北隅櫓、ここの点の、もうちょっと上か。
事務局	そうですね。そこは堀底の部分で。
小濱座長	これがNo.1のところじゃないんですか。
事務局	No.2です。天守の北です。
小濱座長	ああ、天守の北ですか、これがですか。ここには西北隅櫓のNo.1は載っていないのですか。
事務局	載っていないです。
溝口副座長	150mぐらい西なんでしょう。今の下の段は。
事務局	そうです。
溝口副座長	今ここに載せているのは、本丸のところで南北で切ったものだけど、そこだとけっこう厚いんだけど。150mぐらい西側のポイントで見ると、西北隅櫓の水路とかとけっこうつながっていく。水路側と。
事務局	そうです。
小濱座長	そうすると、このデータはどこのデータですか。

事務局	それはH29のNo.2で、堀底で合流しているという。
小濱座長	ああ、なるほど。天守の隣ですね。
事務局	はい、北側の。
小濱座長	はい、わかりました。間違えていました。 他によろしいですか。それでは、この結果をふまえて、全体整備検討会議に報告をしてください。よろしくお願いします。 以上で2つ終わりましたが、オブザーバーで参加いただいた文化庁の井川調査官のコメントをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
井川オブザーバー	先生方、お忙しい中、大変貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。私のほうからは認定にかけるという視点から、いくつかお願いをしたのですが、今後、先生方からの貴重なご意見をふまえて計画がより一層いい形になっていくのではないかと確信しましたので、引き続きどうぞよろしくお願いします。
小濱座長	はい、どうもありがとうございます。 愛知県の川野主事からもコメントがありましたらいただきたいのですが、いかがですか。
川野オブザーバー	私のほうからも、この重要文化財の保存活用計画ということで、先生方でしたり文化庁の井川調査官のご意見をふまえて、これから作成いただくということで、よろしくお願いします。
小濱座長	他にご意見はありますか。森山先生、ご意見はいかがですか。
森山オブザーバー	防災の部分で、今は無いんですけども、水害対策の項目を。たぶんここは地盤が高いので大丈夫だとは思っているんですけども、水害対策というのが抜けているので。名古屋市の洪水ハザードマップを見ればわかると思うので、問題ないということを書きおくのが重要だと思うので、それはちょっと確認していただければと思います。
小濱座長	はい、どうもありがとうございました。 以上をもちまして本日の議事を終了します。進行を事務局にお返しします。
事務局	小濱先生、進行をありがとうございました。また、皆様方、たくさんの意見をいただきましたので、反映させて、次回の部会で改めて報告させていただきますと思います。 本日の部会としてはこの場で終了となりますので、長時間にわたりありがとうございました。